

令和 3 年度
「盛岡広域エリア移住相談会（仮称）」運営等業務

企画提案審査要領

令和 3 年 4 月
盛岡広域振興局

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、盛岡広域振興局が実施する令和3年度「盛岡広域エリア移住相談会（仮称）運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものであること。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施すること。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うこと。

2 委員会の開催期日及び場所

選考委員会を開催する期日及び場所については次のとおりであるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うこと。

- (1) 開催期日（予定） 令和3年5月19日（水）
 - ※ 予定であり、具体的な日程については、参加者へ別途通知すること。
 - ※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知すること。
 - ※ プレゼンテーションの時間は、1者あたり概ね30分（説明20分、質疑応答10分）を予定していること。
- (2) 開催場所（予定） 盛岡地区合同庁舎内（盛岡市内丸11-1）

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による選考委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うこと。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、盛岡広域振興局において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うこと。
- (3) 参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。
- (4) 選考委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行うこと。
- (5) 上記(4)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位-5点、2位-3点、3位-1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、盛岡広域振興局に報告すること。

なお、総得点と同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定すること。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を盛岡広域振興局に報告すること。

4 審査項目及び配点

審査項目は次のとおりとすること。

審査項目	審査の観点	配点
1 実施方針	本事業の目的及び業務内容を理解しているか。	10 点
2 相談会の企画等		60 点
(1) 全般 (第1回・第2回 相談会)	ア 運営体制等や行程表等の運営体制が、無理のないものとなっているか。 イ 関係者との連絡調整が、無理のないものとなっているか。	(10 点)
(2) 企画 (第2回相談会)	ア 盛岡広域の強みを前面に出し、参加者自身のやりたいことを盛岡広域で実現するための参考となる企画テーマとなっているか。 イ ファシリテーター、ゲストスピーカー等の人選は目的と合致しているか。 ウ プログラムが適切に設定されているか。	(20 点)
(3) 出演者の調整等 (第2回相談会)	全体進行役やファシリテーター、ゲストスピーカーについて、出演交渉を実施できる体制となっているか。	(10 点)
(4) 当日の設 営・運営体制 (第1回・第2回 相談会)	ア 参加予定数に対し、円滑に履行できる十分な運営体制となっているか。 イ 機材トラブル時などの参加者に対するテクニカルサポートが可能な体制となっているか。	(20 点)
3 広報	ア 目標参加者数が達成できる広報手法が採用されているか。 イ 発信時期や発信対象が設定された効果的な広報手法となっているか。 ウ 参加者の募集や受付、管理が適切に実施できる体制となっているか。	30 点
4 業務遂行能力	ア 業務を実施する上で十分な体制であるか。 イ 本業務に類する業務の実績は良好であるか。	10 点
5 見積書	ア 提案内容との整合性が取れているか。 イ 積算単価や数量は妥当なものであるか。	10 点
合 計		120 点

採点基準

区分	10 点の項目	20 点の項目	30 点の項目
非常に優れている	10	20	30
優れている	8	16	24
問題はない	6	12	18
やや問題がある	4	8	12
問題がある	2	4	6
採用できない	0	0	0

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知するとともに、県ホームページで公開すること。